

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を越えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

お取引先と一体となってQCDの改善活動に取り組むことにより、お取引先と当社での好循環を生み出すサイクルを目指します。これにより、サプライチェーン全体での成長を追及するとともに、自動車産業の活性化・底上げに貢献します。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。また、中小受託取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図ります。

3. その他（任意記載）

- ・調達部門以外の部門が対応する「お取引先様相談窓口」を通し、お取引先様のお困りごとをお聞きしています。
- ・トラック運転者不足に対応し、国民生活や産業活動に必要な物流を安定的に確保するとともに、経済成長に役立つことを目的とした「ホワイト物流」に関する「自主行動宣言」に参画し、取組みを推進しています。

2020年8月17日

(2024年10月16日 更新)

(2026年5月22日 更新)

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言をします。

三菱自動車工業株式会社

代表執行役社長 兼 COO 岸浦 恵介